

技術検定のよくある質問

Q 申し込みする際は、締め切り必着ですか？それとも消印有効ですか？

A 締切日の消印有効です。

Q 住民票及び住民票コードは、両方必要ですか？住民票を添付するか、住民票コード(11桁の数字)を記入するか、いずれかを選択してください。

A

Q 住民票、卒業証明書、写真は、古いものでも良いですか？

A

- ・住民票は、記載事項に変更がなければ古くても結構です。ただしコピーは不可です。
- ・卒業証明書は、古いものでも結構です。ただしコピーは不可です。
- ・写真は、撮影後6ヶ月以内のパスポート用証明写真を用意してください。

Q 卒業後、婚姻などによって姓が変更となったが、卒業証明書には旧姓が記載されています。

A 卒業証明書とともに、戸籍抄本もご提出ください。

Q 受験申込書の記入に際して、誤った事項を記入してしまいました。訂正方法はどうすればいいですか？

A 「2級技術検定実務経験証明書(票)」の訂正は、訂正箇所を二重線で抹消し、上下の余白に訂正事項を記入し、証明者の訂正印を押印してください。その他の箇所は、修正液等できれいに訂正してください。

Q 現在失業中です。「2級技術検定実務経験証明書」の証明等はどのように行えばいいですか？また、現在の勤務先欄は、どのように記入すればいいですか？

A 原則、失業中の方の「2級技術検定実務経験証明書」は、実務経験証明書に記載した直近の勤務先による証明が必要です。現在の勤務先欄は、「現在失業中」と記入してください。その他不明の場合はお問い合わせください。

Q 人材派遣による実務経験は有効ですか？

A 労働者派遣法第4条第1項において、労働者派遣事業の適用除外となる業務が定められており、同項第2号に「建設業務(土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの準備の作業に直接従事した業務をいう。)」が規定されています。よって、人材派遣による上記の作業に直接従事した経験は、受験上の実務経験として認められません。

Q 平成27年度以前に学科試験のみ受験をして合格した者が、実地試験のみ受験に申込み際、実務経験年数はいつから起算できますか？

A 実地試験の受験資格では、学科試験のみ受験をしたときに受験資格とした学校の卒業後に積んだ実務経験年数のみが対象となります。

Q 平成27年度以前、卒業見込みで「学科試験のみ」を受験し合格しました。その後、進学しましたが、どのような資格で実地試験を受験できますか？

A 実地試験の受験の際、学科試験のみ合格の有効期間は、学科試験受験時に受験資格とした学校(学歴)別に設定されますが、卒業後に指定学科に進学した場合は有効期間が延長されます。また実務経験年数は進学した学校(最終学歴)で判定します。

例:高校で学科試験のみ合格し、卒業した後大学指定学科へ進学・卒業した場合、有効期間が延長され高校卒業後8年以内に連続する2回の実地試験が受験できます。その際必要となる実務経験年数は、大学指定学科卒業後1年以上の実務経験があれば受験できます。

Q 試験会場を知りたいのですが？

A 受験票の発送をもって試験会場をお知らせしています。それまでは、会場は確定しておりません。また、毎年同じ会場とは限りません。

Q 試験問題の公表期間はいつですか？

A 試験日の翌日から1年間、本財団ホームページで公表します。それ以外の期間は、公表いたしておりません。書店で市販されている問題集等をご利用ください。

Q 講習会や参考書は紹介してもらえますか？

A 本財団は、試験実施機関であり、公平性の観点から事前の講習会や参考書は扱っておりません。書店で市販されている問題集・参考書等をご利用ください。

Q 試験問題の内容について問い合わせできますか？

A 内容については、一切お答えできません。

Q 申込後、氏名、本籍、書類送付先住所が変わりました。どうすればいいですか？

A 「受験の手引」最終ページの「住所・氏名・本籍・受験地変更(訂正)届」に必要な事項を記入し、送付してください。

Q その他の問い合わせはどうすればいいですか？

A 下記宛に、電話またはメールにて問い合わせしてください。

電話 03-5473-1581
(9:00~17:30)なお、土・日曜日及び祝日は休業日です。

(お問い合わせの際は、おかけ間違いのないようお願いいたします。)

メール k-info@kensetsu-kikin.or.jp
(お問い合わせの際は、送信人の連絡先電話番号、氏名を必ず明記してください。)